



KPMG Insight

KPMG Newsletter

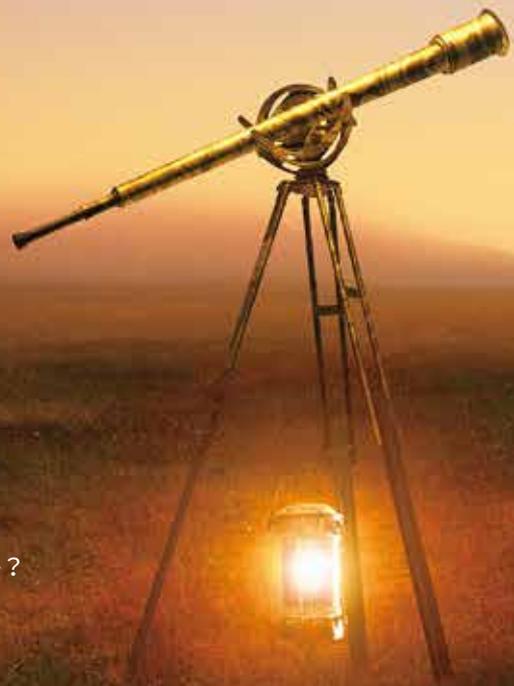
Vol. 16

January 2016

会計トピック③

IFRS 財団と IASB は公共の利益のために仕事をしているのか？

kpmg.com/jp



IFRS財団とIASBは公共の利益のために 仕事をしているのか？

有限責任 あずさ監査法人

IFRS アドバイザリー室

パートナー 川西 安喜

国際会計基準審議会 (IASB) は公共の利益のために国際財務報告基準 (IFRS) を開発していないのではないかという批判があります。その原因として、IASBの監督機関である国際財務報告基準財団 (IFRS財団) のガバナンスや資金調達に問題があるのではないかと考える人がいます。

2015年9月14日、IASBのHans Hoogervorst議長とIFRS財団の評議員会のMichel Prada議長の連名で「公共の利益のために仕事をする:IFRS財団とIASB」が公表され、これらの批判に対するIFRS財団とIASBの見解が示されました。

本稿では、示された見解の概要をご紹介します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りします。



川西 安喜
かわにし やすのぶ

【ポイント】

- IFRSを公共の利益のために開発することはミッション・ステートメントにおいて明示されている。
- IASBが何らかの形で商業的な利害を優先しているという考えには強く反対している。
- IFRSは公正価値に偏っておらず、取得原価会計と公正価値測定を組み合わせた混合属性アプローチを採用することは適切であると考えている。
- 異論があっても財務報告を改善できる能力をIASBが保持する必要があると考えている。
- 会計処理の複雑性の大部分は、経済的な現実の複雑性が増していることを反映したものである。
- IFRS財団とIASBは民間の組織であるが、三層構造によるガバナンスにより、明示的に公的な監督が行われるようになっている。
- IFRSの採用は完全に任意であり、IFRS採用国が会計について主権を放棄することはあり得ない。
- IFRS財団が監査法人からの拠出を受け入れていることには合理性があり、監査法人のIFRSに対する姿勢も公共の利益の追求と足並みが揃っている。

I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、世界中で幅広く用いられている国際財務報告基準 (IFRS) を開発しています。IASBは民間の非営利の財団である国際財務報告基準財団 (IFRS財団) を監督機関とする独立の会計基準設定主体です。

IASBが民間の組織であるにもかかわらず、IASBの主な製品であるIFRSは、116の法域において法律により適用が強制されており、12の法域において国内又は国外の企業による適用が認められています。これらの法域の大半は、実質的にIFRSに変更を加えていません。

したがって、IASBは、世界で最も幅広く普及し、法律上の強制力がある経済的な基準の1つについて責任を負っていると言えます。しかし、民間色が強い組織が、公共政策の拠り所ともなる会計基準を開発する責任を負っているという事実について違和感を覚える人もいます。

IASBは説明責任に欠ける自主規制機関にすぎないのではないかと言われることがあります。IFRS財団が民間の商業的な利害を考慮し過ぎており、公共の利益を十分に考慮していないことを懸念する人もいます。これらの人たちは、ガバナンスの脆弱性がIASBによる会計基準の開発にも影響していると考えています。これらの人たちによれば、IFRSは、技術的に中立性を装っているが、実際には短期の投資家のニーズを満たすことに注力し過ぎているとのこと。市場価値に基づく公正価値会計に依存し過ぎているのではないかという考えから、IASBは会計における慎重性にほとんど注意を払っていないとも見られています。このことが、資本市場における短期主義や過剰配当を助長していると考えられる人もいます。

2015年9月14日、IASBのHans Hoogervorst議長とIFRS財団の評議員会のMichel Prada議長の連名で「公共の利益のために仕事をするIFRS財団とIASB」が公表され、これらの批判に対するIFRS財団とIASBの見解が示されました。本稿では、示された見解の概要をご紹介します。

II. IFRSによる公共の利益

1. ミッション・ステートメント

IFRS財団は、その設立以来、IFRSが公共の利益に貢献するために開発されていると強調してきました。この点は、2015年に公表されたミッション・ステートメントにも反映されています。ミッション・ステートメントは次のように述べています。

私たちのミッションは、世界中の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらすIFRSを開発することである。私たちの仕事は、グローバルな経済における信頼、成長及び長期的な金融の安定を促すことにより公共の利益に貢献する。

2. 透明性、説明責任及び効率性

ミッション・ステートメントは、第1文の透明性、説明責任及び効率性の3つの目的について、次のように追加の説明をしています。

- 国際的な比較可能性及び財務情報の品質を高め、投資家その他の市場参加者が情報を得た上で経済的な意思決定ができるようにすることにより、IFRSに透明性がもたらされる。
- 資本の提供者と、人々が資金を託した相手の間の情報ギャップを埋めることによって、IFRSの説明責任が強化される。IFRSは経営者の責任を問うために必要な情報を提供する。また、グローバルに比較可能な情報の源泉として、IFRSは世界中の規制当局にとって極めて重要である。
- 世界中の投資機会及びリスクを投資家が識別する上で役立ち、その結果、資本の配分を改善することによって、IFRSは経済的な効率性に貢献する。事業にとって、単一の信頼されている会計言語を用いることは、資本コストを引き下げ、国際的な報告コストを削減する。

これら3つの相互に関連する目的のうち、説明責任の強化は指摘に値します。現代の資本市場では、経済におけるプレーヤー（公開の上場企業、銀行、保険会社、ヘッジ・ファンド及び資産運用会社）の大半は、他人の資金で活動しています。このとき、資本の提供者と、人々が資金を託した相手の間の距離が非常に遠いこともあります。金融危機が嫌というほど証明したように、現代の資本市場では、モラル・ハザードが蔓延しています。財務報告に規律と厳格性を課すような会計基準は、モラル・ハザードを封じ込める上で不可欠です。

3. 公共の利益と信頼、成長及び長期的な金融の安定

ミッション・ステートメントの第2文は、IFRS財団の公共の利益への貢献が、信頼、成長及び長期的な金融の安定を通じて行われると述べています。

(1) 信頼

高品質の会計基準は経済に対する信頼に貢献します。財務報告書をまったく読まない人にとっても、情報価値があり、信頼に値する財務報告を会計基準がもたらすことが重要です。

(2) 成長

学術研究によれば、単一の組の高品質な会計基準はグローバルな経済に重要な便益をもたらすとのことです。IFRSは、資本の配分を改善し、資本コストを引き下げることにより、先進国だけでなく、新興国の成長にも貢献します。ブラジル、マレーシア、韓国等の国では、IFRSの採用は、自国の資本市場を国際的にアピールし、経済成長を促す戦略の不可欠の一部でした。同じような理由で、世界銀行は多くの新興国に対してIFRSの採用を促しており、金融安定理事会(FSB)は、IFRSの採用を堅固な金融システムを作る上での12の主要な基準の1つに指定しています。

(3) 長期的な金融の安定

金融の安定は、会計基準が目標とするところではありません。それはもっぱら金融システムにおける支払能力(ソルベンシー)を確保することを任務とする健全性を扱う規制当局の仕事です。

会計基準によってもたらされる透明性によって、企業の貸借対照表において奥深くに埋もれていた問題点に光が当てられ、短期的に金融が不安定になることがあります。しかし、問題点は、高品質の会計によって見えるようになって初めて適切に対処できます。このため、高品質の会計基準によってもたらされる透明性は、長期的な金融の安定に不可欠であり、これに貢献するものであると考えています。

III. IFRSは誰のためにあるのか

1. 現行の概念フレームワークとこれに対する意見

IASBの現行の概念フレームワークは、財務諸表の主要な利用者は、「現在の及び潜在的な投資家及び貸付者その他の債権者」、すなわち、報告企業に資金を託したか、託すことを検討している経済におけるプレーヤーであると定義しています。

投資家によっては、この主要な利用者の定義は広過ぎており、会計は既存の投資家のみのためにあるべきであると考えの人がいます。一方で、この定義は狭すぎており、過去のフレームワークにあった「顧客、政府及び政府機関並びに一般大衆」も含めるべきであると考え人もいます。

2. IFRSは商業的な利害を優先しているのではない

ある研究は、IASBが財務報告のルールを決定する際に、商業的な利害を優先しているのではないかと指摘しています。

現行の概念フレームワークの主要な利用者は、見た目ほどに

限定的ではありません。現代経済においては、普通の人の大半が、直接的に又は(年金制度や投資信託を通じ)間接的に資本市場に投資しています。資本市場におけるプレーヤーは、裕福な投資家やヘッジ・ファンドだけではなく、多くの機関投資家は、普通の人の受託者として活動し、それも利益を度外視して行っている場合が多くあります。したがって、IASBが何らかの形で商業的な利害を優先しているという考えには強く反対します。

3. IFRSは短期の投資家のニーズに合わせ過ぎているのではない

IFRSは短期の投資家のニーズに合わせ過ぎており、より長期の投資が不利益を被っていると主張する人がいます。ある報告書は、金融セクターの大半は短期の経済的意思決定に関心があるのに対し、従業員、市民社会の構成員及び規制当局等の他の利害関係者は、より長期を志向しており、長期の製品サイクルや事業サイクルを有していることが多いと述べています。

金融市場においてあまりに多くのプレーヤーが短期のインセンティブに動かされているとの懸念は共有しています。このことこそがまさに、IASBが利益操作を困難にし、負債に光を当てる会計基準を開発することを目標にしている理由です。

しかし、短期の投資家と長期の投資家を区別することは実際には困難であり、これらの投資家の情報ニーズは大きく変わらない可能性があると考えています。年金制度と保険会社は定期的に資産を売買しており、長期の投資家でさえ、どの短期の動きが長期のトレンドの始まりであるのかをモニターする必要があります。さらに、多くの長期のバリュウ型の投資家は、そのような短期の動きを契機に、高品質の資産を魅力的な価格で買う機会であると捉えます。

4. IFRSは公正価値に偏りすぎているのではない

複数の研究が、IFRSは公正価値に偏っていないと述べています。実際、多くの長期投資は取得原価会計によっています。同時に、市場価値がすべての投資家にとって目的適合的である可能性があることも明確です。機関投資家にとって、20年前に取得した株式の現在の価値は、当初の取得価額よりも目的適合性があります。取得原価会計と公正価値測定を組み合わせる混合属性アプローチを採用しているIFRSは、短期の投資と長期の投資の両方にとって適切であると考えています。

IV. IFRSの特徴

1. 会計基準と経済的な現実

会計基準は経済的な現実を表現するものであり、これを作り出すものではありません。パーゼル委員会の自己資本規制とIFRSを比較すればその違いは明確になるでしょう。パーゼル委員会の自己資本規制は銀行がどれだけの資本を持つべきかを定めているのに対し、IFRSは銀行が実際に持っている資本がどれだけであるのかを示すよう定めているにすぎません。

会計基準は経済的な現実をできるだけ忠実かつ中立的に説明することを目指しています。会計基準は、現実を変えたり、これを隠したりするツールではなく、そのように考えるべきでもありません。

会計は判断を要することが多く、完全に客観的で、純粹に技術的な規律ではないことは承知しています。このため、複雑な会計上の論点をさまざまな角度から見て、観念的な方法をとらないように努めています。会計基準が100%の客観性と正確性を達成できないことを認めながらも、IASBはできるだけこの理想に近づくことを目指します。完全な客観性が達成できないからといって、主観性を会計の目標にすることは、ひねくれていると言わざるを得ません。

2. 中立的な会計基準と意見の違い

(1) 科学よりも芸術に近い会計

IFRSの唯一の目標が経済的な現実をありのままに表現することであるとした場合に、会計上の議論が時に白熱するのはなぜでしょうか。1つの答えは、会計が科学よりも芸術に近く、経済的な現実が何であり、その経済的な現実をどのように会計上の測定値に反映させるのかについて意見の違いが生まれる余地が多分に残っているからです。したがって、会計は、正直かつ健全な、知的な議論の対象であり、そのような議論をIASBは歓迎しています。

しかし、会計基準の議論において必ずしも高貴ではない動機が存在することも事実です。報酬等が利益と密接に関係していることが多いため、一定の柔軟性をもって利益を管理できるようにする会計基準を支持するインセンティブを持つ人がいます。また、企業は貸借対照表をスリムに見せることを好むため、これまでオフバランスになっていた項目をオンバランスにするIASBの努力は、激しい抵抗に遭うことがあります。

(2) 異論があっても財務報告を改善できる能力

過去に異論があった例には、ストック・オプションの費用化や、年金負債のオンバランスがあります。これらの会計基準の

変更が導入されるまで、経営者は、株主にとって非常に大きな価値のあるものをあたかも無料で、ストック・オプションの付与という形で与えることができました。また、年金給付の改善に伴う財務的な影響は貸借対照表において十分に反映されませんでした。

しかし、これらの会計基準の変更により、ストック・オプションの付与や年金給付の改善は取締役会で検討されるようになり、投資家も精査するようになりました。これらの会計基準の変更は、その変更当時、異論が多く、激しい政治的なロビー活動を伴いました。今日では、変更後の会計処理が当たり前の実務になっています。これらの経験は、IASBが公共の利益に貢献することの重要性、そして、異論があっても財務報告を改善できる能力を保持することの必要性を強調しています。

3. 資本市場における慎重性への貢献

(1) 慎重性の概念の復活

現行の概念フレームワークに至る見直しにおいて、IASBは慎重性の概念への言及を削除しました。慎重性という用語が正確さに欠け、幅広く解釈できてしまっていたからです。

慎重性という用語を削除したことによって、慎重性がない行動や会計基準を認めたわけではありません。しかし、懸念が寄せられたこともあり、IASBは概念フレームワークの見直し案において慎重性の概念への言及を復活させることを提案しています。

見直し案では、慎重性を「不確実性がある状況で判断を行う際の注意力の行使」と定義し、負債の過小評価や資産及び利益の過大評価を防止することを提案しています。ここで、慎重性が利益を作為的に過小評価することを意味しないことも明確にしています。

利益を作為的に過小評価することは、隠れた積立金を創設する機会を与えることになります。そして、隠れた積立金は、利益について追いつめられたときに取り崩される可能性が高くなり、悪い業績が隠されることとなります。利益の平準化は、慎重性がまったくない会計処理につながる可能性が高いと言えます。

(2) 未実現損益の認識は慎重性に反するか

IFRSは未実現損益の認識を認め過ぎており、正当化されない利益や配当につながっていると主張する人がいます。IFRSだけではなく、発生主義に基づくすべての会計基準が未実現損益を認識していることは事実です。発生主義の本質は、現金取引がどの時点で発生するのかにかかわらず、経済事象を認識することにあります。例えば、工場の耐用年数が20年であるときに、その工場の代金について支払いを行った年に全額を費用として

認識することは、理にかないません。

実現損益のみに基づき会計処理することは、理にかなわないだけでなく、非常に危険です。銀行が金融商品のポートフォリオを保有しており、そのうちの90%に含み損があり、10%に含み益があるとします。この銀行の利益を実現損益のみに基づいて算出した場合、含み益のある資産を売却し、含み損のある資産を保有し続けることにより、利益を計上することができます。この銀行は、実際には財務的に問題のある状態にあるにもかかわらず、そこそこの利益を報告することになります。言い換えれば、実現損益のみに基づいて利益を報告することは、利益を非常に操作しやすいものにするということです。

IFRSは配当政策を扱っていません。配当政策は、各法域の関連する公的機関の責任です。ほとんどの国では、配当政策は会社法又は規制で扱われています。IASBのこのプロセスにおける貢献は、配当に関する意思決定を行うための完全かつ必要な情報を提供するようにすることです。

4. 複雑性

ここ数十年間で、年次報告書の複雑性が増し、分量が増えたことは疑いようがありません。IFRSの開示規定に起因する部分もありますが、各法域レベルで行われているIFRS以外の規制がより大きな役割を果たしていることが多いと考えています。

また、会計処理の複雑性の大部分は、経済的な現実の複雑性が増していることを反映したものです。保険、年金及びデリバティブは、すべて高度に複雑な金融商品であり、会計処理も複雑になります。このため、会計基準の開発は、高度に技術的な専門性を必要とします。

複雑性は浸透していますが、IASBは会計基準をより扱いや

すくするために仕事をしています。例えば、開示イニシアティブは、企業が、重要性がない情報を開示したり、紋切り型の開示を行ったりすることがないことを奨励するように会計基準を改善することを目標としています。

5. IFRSの対象範囲

企業による報告の世界では、財務報告と並行して、他に多くの進展が見られます。これには、サステナビリティの報告や財務情報以外のコーポレートガバナンスの報告があります。これまで、IASBの立場は一貫して、IASBは財務報告の専門家であり、それ以外の領域に出て行くべきではないというものでした。この点について、より広い企業による報告に対するニーズにIASBが十分に対応していないと批判されることがありました。

IASBは、他の種類の企業による報告、あるいは会計に関連する政策(例えば、配当政策)は、関連する当局や基準設定主体に任せることが最適であると考えています。IFRSは、公共政策を策定する拠り所となる、信頼性がありグローバルに首尾一貫した財務情報を提供します。

V. ガバナンス、資金調達及び説明責任

1. ガバナンス

冒頭で説明したように、IFRS財団とIASBは民間の組織です。民間の組織が会計基準の開発を担うモデルは、ドイツ、日本、韓国、マレーシア、オランダ及び米国を含む、多くの国によって採

【図表1 三層構造によるガバナンス体制】



(出所：Working in the Public Interest: The IFRS Foundation and the IASB)

用されています。

IASBがグローバルな会計基準設定主体として、独立しているものの、説明責任を有する組織であることを確実にするために、IFRS財団では図表1に示した三層構造によるガバナンス体制を採用しています。

(1) IASB

財務報告書が偏りのない、信頼性のある情報を提供するためには、その基となる会計基準は、商業的な利害から守られた、独立の状態が開発される必要があります。IASBの独立性に関する規定は、公的機関において要求される独立性と同程度かそれ以上に厳しいものになっています。

(2) IFRS財団の評議員会

評議員会は、厳格なスクリーニング・プロセスを経てIASBのボード・メンバーを任命し、IFRS財団の経営とその資金調達を監督します。評議員会はまた、会計基準の開発に関するデュー・プロセスも監督しますが、会計基準の内容に影響を与えることはできません。

(3) IFRS財団のモニタリング・ボード

モニタリング・ボードは、資本市場の当局(主に証券規制当局)により構成されるグループです。モニタリング・ボードは、厳格なスクリーニング・プロセスを経て評議員を任命します。また、IASBの資金調達やデュー・プロセスをレビューする権限を有しています。モニタリング・ボードの監督が入ることにより、明示的に公的な監督が行われるようになりました。

2. IFRS採用国の主権

(1) IFRS採用国の主権の放棄はあり得ない

IASBが法的な強制力を有する規制又は規則を制定する権限を与えられた政府機関ではないことは重要なポイントです。IFRSを用いるすべての法域において、国(欧州連合(EU)の場合には複数の国)の公的機関による特段の行動があった場合に初めて、IFRSが公的な法律の一部となります。IFRSの採用は完全に任意であり、したがって、採用国が会計について主権を放棄するということはありません。

(2) エンドースメント手続の効果

多くの法域は個別の会計基準の採用についてエンドースメント手続を定めています。IFRSを用いている法域のうち、EUが最も厳格なエンドースメント手続を定めています。

エンドースメント手続は張り子の虎ではありません。IASBは、市場関係者の見解を十分に考慮しなければ、どこかの法域

において新しい会計基準を完全に適用しないリスクが増大することを重々、理解しています。ほとんどの法域がIFRSを修正することなしに採用することを選択している理由は、IASBが市場関係者の提案や懸念に対応しているからであるとも言えます。

(3) IFRS財団とIASBは自主規制機関ではない

IFRS財団とIASBを自主規制機関と呼ぶことは正確ではないと考えています。全体として、IFRS財団とIASBのガバナンスには公的な要素と民間の要素が組み合わされています。ガバナンスの一部は公的な要素により構成されていませんが、IFRS財団は間違いなく、公的な環境に組み込まれています。

3. 資金調達

(1) 資金調達の構造

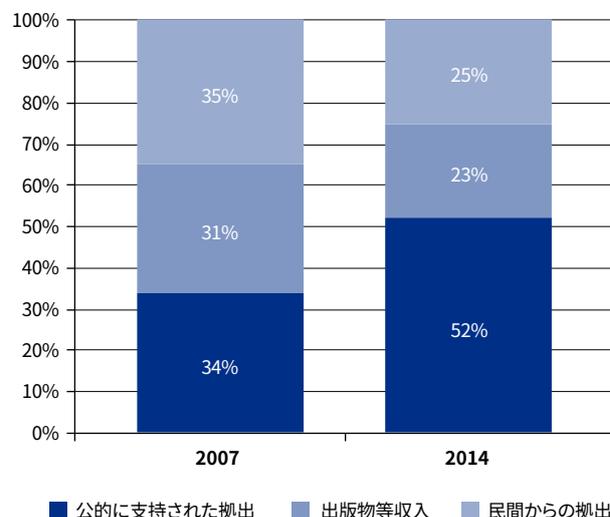
IFRS財団の資金の源泉は、大きく分けて3つあります。

- 公的に支持された拠出
- 出版物等収入
- 民間からの拠出

IFRS財団はこれまで、公的に支持された拠出への依存度を増やすことに努めてきました。図表2からわかるように、この戦略は概ね成功したと言ってよいと思います。公的に支持された拠出は2007年の34%から2014年の52%に増え、出版物等収入の減少を補って余りありました。

民間からの拠出は2007年の35%から2014年の25%に減少したものの、監査法人からの拠出は依然として相当重要であり、

【図表2 IFRS財団の資金調達の構成】



(出所: Working in the Public Interest: The IFRS Foundation and the IASB)

IASBはこれらの監査法人から独立していないのではないかと懸念する人がいます。

(2) 監査法人からの抛出の是非

監査法人がIFRS財団に抛出することは非常に合理的であると思います。世界中のさまざまな国の会計基準を扱わなければならない過去の過去に比べれば、IFRSの拡大は会計の専門性の開発及び維持の観点から莫大なコストの節約になっています。

監査法人がIFRSから享受する便益と交換に抛出することが合理的であったとしても、この抛出が任意で行われているためにIASBが圧力を受ける可能性を否定できないのではないかと指摘があります。IFRS財団の評議員会はこの懸念があることを理解していますが、それは可能性の話であり、現実のものではないと考えています。

監査法人の顧客がIFRSを用いているため、監査法人はIFRSについて専門家として関心があります。監査法人は、より多くの監査報酬を稼ぐために、できるだけIFRSを複雑にすることに関心があると思う人がいるかもしれません。しかし、監査法人の主要な関心は、実際には、会計基準を明瞭かつ監査可能にすることにあり、それは公共の利益の追求と足並みが揃っています。

4. デュー・プロセス

IASBの独立性は、ほとんどの国際的な機関よりも厳密な説明責任の制度によって担保されています。IFRS財団は、会計基準の開発にあたりIASBが従わなければならない、非常に詳細なデュー・プロセス・ハンドブックを作成しています。そのハンドブックは、IASBが3つの主要な原則(①透明性、②完全かつ公正な協議及び③説明責任)に基づいて運営されることを要求しています。主な規定としては、IASBのすべての審議資料がウェブサイトから入手可能であることや、会計基準を開発するための会議がすべて公開され、インターネットを通じて傍聴可能であること等があります。

IASBは、民間企業や公的な団体からのコメント・レターだけでなく、個人からのコメント・レターも歓迎しています。寄せられたフィードバックを重視するかどうかは、コメント提出者の重要性ではなく、示された考えの良し悪しで決まります。一般協議は幅広いアウトリーチ活動を伴い、IASBはさまざまな諮問グループとも幅広く協議を行います。

一般協議において、IASBは、すべての関連する当事者からバランスよくフィードバックを得ることに努めています。一般に、企業からフィードバックを得ることに問題はありませぬ。しかし、その他の当事者については、リソースと技術的知識を求めることが難しいことがあります。このため、IASBは、必ずしも

技術的専門性を有していない当事者もIFRSの開発に参加できるように、膨大な時間を使っています。

すべてのコメント・レターはIASBのウェブサイトに掲載されます。公表する各会計基準には結論の根拠を添付し、IASBの意思決定の根拠を説明します。プロジェクトの完了後、IASBは通常、フィードバック・ステートメントを公表し、協議を通じて寄せられた論点についてどのように対応したのかを説明します。

最後に、IASBにより会計基準が公表される前に、IFRS財団の評議員会のデュー・プロセス監督委員会(DPOC)により、デュー・プロセスに関する詳細なレビューが行われます。しかし、デュー・プロセス違反の懸念が生じることは極めて稀です。

VI. 結びに代えて

80%を超える国が任意でIFRSを採用することを選択しています。このうちの非常に多くの法域がIFRSを修正したいという欲求をこらえてきたのは、以下の理由による可能性が高いと考えています。

まず、ほとんどすべての法域が、世界中で単一の組の会計基準を有することに意味があると考えているということです。市場関係者は、個別の法域がIFRSに手を加え始めた途端に、単一の会計基準であることの便益が消失してしまうことを理解しています。ほとんどの法域は、会計基準に対する軽微な修正であっても、不整合や意図しない帰結をもたらす可能性があることを重々、承知しています。

第2に、会計は厳密な科学ではないものの、他の経済的な基準に比べれば政治的ではないということです。ほとんどの法域が会計基準の開発を国際的な会計基準設定主体に託してもよいと考えるもう1つの理由は、この点にあると言えるでしょう。

第3に、IFRSはつねに改善の余地があるとはいえ、高品質のものとして理解されていることです。

最後に、ほとんどの法域が、IASBにおける全員参加型の透明性の高いデュー・プロセスのしくみと、自国における採用又はエンドースメントの手続を組み合わせることで安心感を得ているということがあります。このことは、市場関係者が適切にIASBの会計基準設定プロセスに関与することを確実にします。IASBは、利害関係者の意見に丁寧に耳を傾ける組織であると考えており、将来も引き続き耳を傾けていくことを約束したいと思います。

(参考文献)

Hoogervorst, Hans and Michel Prada, *Working in the Public Interest: The IFRS Foundation and the IASB*, September 2015.

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
TEL: 03-3548-5112 (代表)
AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.